



東葛支部だより

令和6年10月号
第139号(秋季)

発行所：千葉県行政書士会東葛支部 千葉県野田市七光台 316-17 TEL：04-7129-0803

ホームページ：<https://www.tohkatsu-gyosei.jp>

発行人：伊佐 智 編集者：岩本章子 大鐘真吾 半田直子 岡本鷹幸

東葛支部支部長挨拶

伊佐 智

■広報月間について

全国の行政書士会では毎年10月の1ヶ月間を「行政書士制度広報月間」と定め、行政書士制度の普及活動を実施しております。行政書士制度広報月間は、行政書士の各種業務及び社会貢献に関する広報活動及び監察活動に一層積極的に取り組み、行政手続きの円滑な実施に寄与することで国民の理解と信頼を得ることをとおし、行政書士制度の普及・浸透を図ること、それから行政書士法の適正な運用を通じて行政書士の社会的使命を遂行し、業務の拡大と会員の資格者たる意識高揚を図ることを目的としております。

東葛支部では支部役員を中心に「官公署訪問による行政書士制度の周知と信頼関係の構築」、「広報ポスターの掲示依頼」、「非行政書士排除に対する協力要請」、「街頭無料相談会の実施」などの活動を行っており、昨年度は29箇所の官公署を訪問し、街頭無料相談会では、松戸まつり会場ならびに柏駅前ピロティにて62件の市民相談に対応いたしました。本年度も同程度の内容にて活動を予定しております。支部会員の皆様におかれましては、申請窓口での行政書士証票の提示の徹底、非行政書士行為に関する情報提供等についてご協力をお願いいたします。

■エンディングノートセミナーについて

本年度より本会の事業として、千葉県各地でエンディングノートセミナーが開催されております。この事業は公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター千葉県支部の活動実績により実現し、各地区の社会福

祉協議会や千葉地方法務局との信頼関係の上に成り立っているものです。超高齢化時代を背景に関心が高まっている遺言・相続関連業務について、市民の皆様へ行政書士制度を周知する絶好の機会となっていることから、東葛支部としても積極的に本事業に協力し、行政書士制度の発展に結びつけて参ります。

総務部よりお知らせ

行政書士試験 11月10日（日）

試験実施に伴う監督員ならびに本部員の推薦は、新入会員や支部活動に積極的に参加されている会員の中から、支部長と総務部が協議をして人選させていただきます。（総務部部長 大澤 康人）

今後の予定

12月7日（土）～8日（日） 親睦旅行
令和7年 1月18日（土） 新年賀詞交歓会

行政書士制度広報月間

日本行政書士会連合会では、例年10月全国一斉に「行政書士制度広報月間」活動を展開、東葛支部も官公署訪問と街頭無料相談会を実施し私たち行政書士の存在をより広くアピールし制度の普及・浸透を図るべく積極的にPR活動を展開します。

官公署訪問では地域5市の市長はじめ各官公署を訪れ、日頃の私たちの業務に対するご理解とご協力に謝意を伝え協議や意見交換等を行う機会とします。

訪問に際しては例年配布の広報月間ポスターと共に、今年リニューアルされた本会リーフレット等を官公署窓口にお配りし、掲示をお願いして行政書士制度の認識を広める事に役立てて頂いております。

街頭無料相談会は、直接市民に接し地域の方々に私たち行政書士の仕事をよりよく知って頂き、つながりを広げる良い機会ととらえ対面相談を通して広報活動に努めます。

昨年の盛況開催をふまえて、今年は松戸会場2日間開催と柏会場では相談コーナーを増設して実施します。

広報月間活動の趣旨を全うできますよう、支部会員皆さま方の絶大なるご支援ご協力を宜しくお願い致します。

■官公署訪問先

訪問地区

松戸市、柏市、流山市、我孫子市、野田市

各市長・市役所

各地区警察署

千葉県法務局（松戸支局 / 柏支局）

公証役場（松戸 / 柏）

各地区商工会議所

県税事務所（松戸 / 柏）

社会福祉協議会（松戸 / 流山）

東葛飾土木事務所

宅建協会

日本政策金融公庫

野田自動車検査登録事務所 等



■街頭無料相談会場

松戸会場

日時：10月5日（日）、6日（日）

11:00～16:15

場所：JR松戸駅 西口デッキ下（松戸まつり会場）

柏会場

日時：10月19日（土）10:30～15:30

場所：JR柏駅 東口スカイプラザ柏ピロティ

（市民相談部長 橋本榮）

研修会の報告・予定

令和6年9月6日（金）、第1回支部研修を法人業務研究会との共催により開催しました。第1回目はビジネスマナー基礎～事務所運営の必須知識を確認～と題して、柏ろうむサポートの新保真由子先生をお招きしてビジネスマナーを学びました。身だしなみ、名刺交換の基本作法、ビジネスメールの授受等、私たちの通常業務においても必須の知識でありながらなかなか学ぶ機会もない、そんな研修をワークや設問を通して学ぶ形で実施しました。客室乗務員時代の経験やスキルをもとに、また寸劇も交えた楽しく学ぶ時間を持つことができました。今回は金曜日開催ということでしたが、28名の方の登録をいただき、懇親会には23名のご参加、ありがとうございました。

研修部では皆様の日々の業務のプラスとなるような研修の実施と研究会の運営におけるサポートをさせていただいております。皆様のご参加は運営をする私たちの励みともなるものです。今年は、11月、12月と研修をさらに開催してまいります。ぜひ何か一つでも学びとなるよう担当する講師とも打合せさせていただいておりますので、奮ってご参加いただけますと幸いです。ご案内のメルマガをぜひご確認いただき、ご登録ください。不明点に関してはいつでも研修部までお問い合わせください。今後ともよろしく願いいたします。

（研修部長 西中慶一）

【令和6年度研修、研究会の予定】

・支部研修（相続業務研究会と共催）

第2回 令和6年11月2日開催予定

・市民生活支援業務研究会

第3回 令和6年11月30日開催予定

・2022 建設業務研究会

第3回 令和6年12月上旬～中旬開催予定

・国際業務研究会

第3回 令和6年12月26日開催予定

・運輸業務研究会

第2回 開催日程未定

・法人業務研究会

第3回 開催日程未定



BBQ交流会開催

恒例行事となりましたBBQ大会を、8月4日（日）、野田市清水公園バーベキュー場にて開催しました。今年の夏は連日の猛暑ですが、当日も快晴でご参加の皆様には十分な水分をお取り頂きながらの開催となりました。

参加者をご家族を含めて45名。回を重ねる度に参加者が増え、親睦部としても嬉しい限りです。

今回特筆すべきは、新入会員の皆さんの活躍です。ご家族と一緒に参加して下さった方も多く、多いに親睦を深めることができました。写真をよく見て頂くと、ハツラツとした新しい顔ぶれが多くいらっしゃいます。

毎回多くの差入れを頂くことも有難く、厳しい暑さの中に届いたアイスの差入れには思わず歓声がありました。



今後も東葛支部事業へのご参加を宜しくお願い致します。（親睦部長 イサニ友子）

新入会員交流会開催

7月5日（金）午後6時より、柏市民交流センターにて、登録おおよそ1年以内の会員交流会を開催しました。新入会員14名と伊佐支部長及び親睦部4名が参加し、今年は大変にぎやかな交流会となりました。

交流会の後は席を移動しての懇親会を開催し、こちらも大変盛り上がりました。



「行政書士としての民事信託の 取り組み」① 柏地区 高橋恒夫

始めに私が、民事信託に取り組みましたキッカケにつきまして、少し触れさせていただきます。

行政書士として、開業させていただいたのが、2018年12月ですが、開業前に伊藤塾様で、信託の6ヶ月ほどの実務講座と、よ・つ・ばグループの松尾陽子特定行政書士の信託講座を受講させていただき、一般社団法人親愛信託東京の会員に入会させていただいたのが、2018年9月です。開業前に信託の勉強をして、相続業務に生かすことができたらと考えました。

そして、以前勤務しておりました会社の友人の紹介で、西東京の自宅兼マンションをお持ちのお客様当時97歳の女性で、娘さんが二人おられまして、区分建物でない自宅兼マンションを経営されておりました。

ご相談をお受けして、収益不動産を高齢のお母様が所有権をお持ちで、推定相続人の娘さんが、同マンションに居住しながらマンション管理は、次女様が行っておりました。

そこで、収益不動産を信託財産とする信託契約を提案致しました。

ところが、この案件は、失敗に終わりました。その原因は、私の経験不足、知識不足に起因するのですが、某信託銀行さんに信託口座の開設を申し入れし、中央線近隣の公証人様に信託公正証書案を提示いたしました。ゴールデンウィーク期間に差し掛かり、信託銀行の支店と本部のやり取り、公証人様との調整に長期間を要し、委託者のお母様の体調変化があり信託組成を見送りたいとの要請を受ける形になりました。

当時初めての信託組成案件で、委託者の判断能力に問題はなかったものの高齢者の体調変化に関する認識が足りずその後の教訓に至った案件となりました。

その後、特定行政書士松尾陽子代表理事が、運営する協同組合よ・つ・ば親愛トラストの傘下の一般社団法人親愛信託東京の理事を経て、昨年3月に新たに一般社団法人親愛信託チバを柏市に設立し、行政書士、税理士、司法書士、弁護士の各士業、保険業、不動産業の方を会員に迎え信託の普及に努めております。

【民事信託の生い立ち】

現行の信託法は、2006年12月に改正され2007年9月に施行されました。それまでの大正時代の信託法は、ほと

んど信託銀行等が取り扱う商事信託のために運用されておりましたが、信託法の改正により民事信託の運用方法が明確になり現在に至っておりますが、新信託法が施行されて17年余りで、まだまだ新しい制度であり法律解釈も諸説あり注意が必要です。

【民事信託の仕組み】

民事信託は、自分のプラス財産で、特定できる財産を自分自身の自由意思と責任で、自身が信頼する人に財産を託し、信託財産の管理・運用・処分・承継先の指定ができる仕組みです。

そして、成年後見制度は、裁判所の関与がありますが、民事信託の世界では裁判所の関与がありません。裁判所の関与があることによって、財産のリスク担保になるわけではありますが、それでも後見人の横領報道が絶えません。その表れが、成年後見制度の申立件数に表れております。(認知症罹患人数730万人・成年後見制度利用者数249,484人)勿論民事信託の世界でも同じようなリスクがあり新信託法の定めにより様々な役割があり、我々行政書士が信託契約の組成にかかわり、リスクを担保した信託提案を勧めなければならないのは、言うまでもありません。

それでは、民事信託の登場人物と役割について記載致します。

民事信託は、財産の所有者である委託者と財産の管理運用処分権限を持つ受託者間の契約により成立します。

(信託法では、第三条に信託の方法として①契約を締結する方法②遺言による方法③自己信託宣言によってする方法が定められておりますが、殆どが、契約を締結する方法によって運用されています。) また、受益者を委託者以外に設定スタートする他益信託も存在します。

信託の主な登場人物と役割

『委託者』

委託者とは、信託財産を所有している人であり信託法第二条4項に信託の方法により信託をする者と規定されています。(信託を委託する人)

『受託者』

受託者とは、委託者から信託財産を委託され財産の管理・運用・処分権限を持つ者で、信託法第二条5項に信託行為の定めに従い、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をすべき義務を負う者をいう。と規定されております。

<受託者の義務>

- 1.善管注意義務：善良な管理者の注意をもって信託事務を行う義務(信29条)但し書きあり
- 2.忠実義務：受益者のために忠実に信託事務を処理する義務(信30条)
- 3.分別管理義務：信託財産と固有財産を分別して管理する義務(信34条)
- 4.信託事務を第三者に委任した場合の選任、監督義務：第三者に信託事務を委任した場合に、当該第三者として適切な者を選任し、監督する義務(信35条)
- 5.公平義務：受益者が複数いる場合に、公平に扱う義務(信33条)
- 6.帳簿作成、報告、保存義務：信託財産に係る帳簿を作成し、受益者に対して貸借対照表、損益計算書について報告し、書類を一定期間(10年間ただし、受益者に対し、書類若しくは写しを交付又は電磁記録を提供していた場合はこの限りでない)保存する義務(信37条)ただし、6項にて結了の日迄は保存する義務

『受益者』

受益者とは、委託者が、受託者に委託した信託財産より利益を享受する人であり自益信託の場合は、委託者イコール受益者となります。信託法第二条6項にこの法律において「受益者」とは、受益権を有する者をいう。と規定されております。

『信託監督人』

我々行政書士が、信託契約の登場人物として登場するケースがあるとすれば、この信託監督人としてかわるケースが想定されます。それに対し、受託者は業として行うものなので信託業法が適用され内閣総理大臣の免許又は、登録が必要となります。

<信託監督人の権限と義務>

信託法132条

信託監督人は、受益者のために自己の名をもって第92条各号(17, 18, 21, 22号除く)に掲げる権利に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。ただし、信託行為に別段の定めがある場合はその定めによる。

- 1.受託者が信託財産に損失を生じさせた場合の損失てん補請求権
 - 2.受託者が権限外の行為をした場合の取消権
 - 3.受託者の行為の差止め
 - 4.裁判所に対する受託者の解任申立権
 - 5.その他、信託契約で定めた権限等
- 信託法133条

善良な管理者の注意(善管注意義務)

受益者のために誠実かつ公平に権限行使(忠実義務)

『受益者代理人』

・受益者代理人は、文字通り受益者に代わって権利を代理する立場の者で、信託法で「受益者に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する」と規定され、受益者と同等の強い権限を持ちます。

・元々、受益者が多数いる商事信託で、迅速かつ適切な受益者の意思決定が困難な場合に、受益者代理人を定め、意思決定権を集約することが想定されていました。

昨今では、判断能力の低下した受益者や、幼い子を受益者としたような場合に、受益者代理人が代理人となって受益者の保護・支援のために活用されるケースがあります。例えば、毎月受益者に信託財産から金銭を与える内容の信託において、受益者代理人が受託者に毎月の給付請求を行うような設計です。また、受益者は信託を継続していく上で、時に重要な選択や意思表示をする場面が想定されます。そのようなときに、受益者が適切に意思表示できないと信託を継続していくのに支障が起こる事態が生じるため、受益者代理人を定めるかどうかを検討することになります。

・受益者代理人の業務が開始されると、受益者は信託法第92条の監視・監督の権限(受託者の権限違反行為の取消権等)を除き、権利を行使することができなくなります。仮に、受益者が元気なうちに、この権利行使に制限をかけないようにするためには、信託行為(契約、遺言等)に別段の定めを設けるなどの配慮が必要になります。受益者代理人を設ける場合は、信託行為において、必ず受益者代理人の選任に関する定めを置く必要があります。未成年者又は成年後見人、被保佐人は受益者代理人となることはできず、また、受託者も受益者代理人となることはできません。それ以外であれば制限は無く、法人でもなることができます。

この受益者代理人は、非常に大きな権限を持ちますが、大手ネット銀行さんの家族信託契約における信託口座開設では、土業が受益者代理人に就任することを認めるケースがあります。

この他に信託の登場人物としては、受益者指定権者や受益者変更権者を定めることが出来ますが、受益者がいなくなるような信託契約は、出来る限り避けるべきであると考えます。

(以下、次号に続きます)

新入会員の紹介

- ① 登録年月日
- ② 事務所の名称
- ③ 事務所所在地
- ④ 自己紹介



石曾根崇記 (いしそね たかき)

- ① 令和6年4月15日
- ② いしそね行政書士事務所
- ③ 千葉県野田市岡田875番地39
- ④ 医療・福祉分野の業務を中心に、社会福祉士とのダブルライセンスを活かしていく所存です。一人でも多くの方のお役に立てる行政書士を目指してまいります。何卒よろしくお願ひ致します。

増田有久子 (ますだ ゆくこ)

- ① 令和6年4月15日
- ② ますだ行政書士事務所
- ③ 千葉県柏市明原4-8-1
- ④ 令和3年合格者です。合格後は何もせず2年以上経過しましたが、私のような者でも何か人様のお役に立てればと思ひ立ち無謀にも起業しました。しかし大の営業が苦手でしかもコミュ障ときています。皆様の仲間に入れていただきなんとか世の中の役に立てるようになりたいと思っています。現在戸籍を読むのにハマっています。よろしくお願ひします。

白井悟 (しらい さとる)

- ① 令和6年4月17日
- ② 白井サトル行政書士事務所
- ③ 千葉県松戸市新松戸1-159-2
大和第3ビル101号室
- ④ 今年度より東葛支部に登録させて頂きました、白井サトル行政書士事務所の白井悟と申します。既に何度か先輩方とお会いする機会があり、お話をさせて頂き、その度に東葛支部で開業出来て良かったなあ…って思ひを強くしてます。
前職は、全然売れもしない中で約25年ほど俳優をやらせて頂いておりましたが、理由あって引退し、この世界に飛び込みました。
なので、今度は売れてる俳優さんの名前を使っでもこの世界で売りたいと思ってます!!
どうぞ宜しくお願ひ致します!

原島美紅 (はらしま みく)

- ① 令和6年4月15日
- ② 行政書士はらしま事務所
- ③ 千葉県流山市大字鰯ヶ崎1739-5
- ④ いろいろな業務研究会に参加し勉強させていただいております。
現在は相続・遺言業務を中心に、地域の皆さまのお役に立てる存在になりたいと考えています。
どうぞよろしくお願ひいたします。

□ 編集後記 □

お彼岸を過ぎて、ようやく過ごしやすい気候になりました。さて、利用数の減少や物流コストの上昇から10月より郵便料金が値上がりしました。

ハガキは63円から85円に、定形郵便も110円、レターパックは青のライトが430円、赤のプラスが600円といった具体です。価値を再認識する良い機会とも言えるかもしれません。

インターネットの普及やSNSの利用増加で、令和7年用の年賀はがき発行枚数も前年比25%だそうです。

この「支部だより」もオンラインでの発信ではありますが、皆様に温かさや繋がりを感ぜられる内容をお届けできればと思ひます。

(広報部 岡本鷹幸)

支部会員の動向	
(令和6年7月末現在)	
個人会員	476名
法人会員	10名
合計	486名